

会 議 録 目 次

平成19年第1回海田町議会3月定例会（第4日目）

平成19年3月22日（木）午前9時00分開議

日程第1	第15号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について……………	4
日程第2	第16号議案	海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正 する条例の制定について……………	5
日程第3	第17号議案	海田町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定 について……………	5
日程第4	第18号議案	平成19年度海田町一般会計予算……………	6
日程第5	第19号議案	平成19年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	7
日程第6	第20号議案	平成19年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	7
日程第7	第21号議案	平成19年度海田町老人保健特別会計予算……………	7
日程第8	第22号議案	平成19年度海田町介護保険特別会計予算……………	7
日程第9	第23号議案	平成19年度海田町水道事業会計予算……………	8
日程第10	第24号議案	工事請負契約の締結について（町道10号線歩道改修工 事）……………	8
日程第11	発議第1号	海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	9
日程第12	発議第2号	海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につ いて……………	10
日程第13	発議第3号	海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	10
日程第14	発議第4号	リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書案 について……………	10
		（閉 会）……………	11

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
助	役	山 本 義 彦
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	西 本 徹 郎
住 民 課	長	植 野 敏 彦
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
参	事	木 原 正 博
次	長	新 浜 憲 治

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 幹	濱 吉 計 守
主 事	中 村 修 介

10. 議 事 日 程

日程第1 第15号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 第16号議案 海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第3 第17号議案 海田町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第18号議案 平成19年度海田町一般会計予算
- 日程第5 第19号議案 平成19年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第6 第20号議案 平成19年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 第21号議案 平成19年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第8 第22号議案 平成19年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第9 第23号議案 平成19年度海田町水道事業会計予算
- 日程第10 第24号議案 工事請負契約の締結について（町道10号線歩道改修工事）
- 日程第11 発議第1号 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 発議第2号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第13 発議第3号 海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 発議第4号 リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書案について

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日もよろしく申し上げます。本日は、早朝よりご苦労さまでございます。

さて、3月7日の行政報告で触れました幸保育所の控訴審の判決が3月15日にありましたので、報告させていただきます。内容は、第1審で請求が棄却された原判決を変更して、控訴人に134万2,518円とその利息分を支払うとするものでした。後遺障害とそれに伴う実質利益については認めませんでした。幸保育所の屋外遊技場には設置管理の瑕疵があったと認めるのが相当であるとし、国家賠償法2条1項の損害賠償を認めたものであります。今後の対応についてでございますが、最高裁判所で争っても控訴審の判決が覆ることはまれであるという事例から、遺憾ながら、本町といたしましては上告をせず、この判決を受け入れることといたします。また、この件に関し、保険診療され

た医療費については、判決が確定することにより、第三者行為として広島東社会保険事務所長に対して41万5,651円支払うこととなります。その結果につきましては次の機会でご報告をさせていただきます。以上、簡単でございますが、その後の経過について報告とさせていただきます。

- 議長（原田）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

この際、日程第1、第15号議案から日程第9、第23号議案までを一括議題といたします。

去る9日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、予算審査特別委員会委員長から委員会の審査経過並びに結果について報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、宮坂議員。

- 予算審査特別委員会委員長（宮坂）それでは、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平成19年3月9日付で付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。

付託案件は、第15号議案から第23号議案に至る9議案でございます。

審査経過でございますが、平成19年3月9日、本会議において議員14名で設置された本委員会は、3月12日から4回の委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、次の日程で質疑を行い、慎重に審査をいたしました。第1回目は、3月12日9時から15時まで工事関係の現地調査を行いました。第2回目の3月13日から第4回目の3月15日までは、会議室において慎重に審査をいたしました。

審査の結果でございますが、第15号議案及び第16号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第17号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第18号議案から第23号議案までについては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

- 議長（原田）以上で委員長報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第15号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでござい

す。討論がございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第15号議案については、原案のとおり決するにござ異議ございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございませうか。討論がございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第16号議案については、原案のとおり決するにござ異議ございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、海田町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございませうか。討論がございませうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。

岡田議員。

○3番(岡田) 第17号議案、海田町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

老年者控除がなくなり、高齢者が増税となりました。昨年多くの人たちが住民税の課税となり、介護保険料なども値上げとなりました。第164国会で医療制度が改悪され、家族に扶養されている人たちを含め、75歳以上の高齢者から保険料の徴収が平成20年から新たに始まります。私は以前から、このように高齢者の生活を直撃する税金の負担には反対ですし、間違っていると考えております。財政危機を招いた責任は問わず、国民から税金を搾り取るよな政治には納得がいかないということは言うまでもありません。

さて、高齢者に対する今回の祝金は年間わずか150万程度です。また、この祝金は高齢者全員に渡されるものではありません。年齢の節目に町から少額でも祝金がもらえるということで、それを楽しみにしておられる高齢者もかなりおられるのではないのでしょうか。祝金は、戦争を生き抜き、町の経済や福祉の発展を支えてこられた高齢者の方たちに町から「おめでとうございます。長生きをしてください」と感謝の気持ちを送るものだと思います。本来全員に毎年渡して当然なのに、なくすのはいかがなものか。もっと充実の方向で話し合うべきではないでしょうか。予算からすれば、敬老祝金を削減しても大勢に影響はないように思います。それよりも、高齢者の笑顔の方が町を明るくする効果が大きいと考えます。

以上のことから、第17号議案、海田町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定に反対をいたします。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第17号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、平成19年度海田町一般会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第18号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第19号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、平成19年度海田町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第20号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案、平成19年度海田町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第21号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第22号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案、平成19年度海田町水道事業会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第23号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第10、第24号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第24号議案、工事請負契約の締結について。寿町地内において施工する町道10号線歩道改修工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 財政課長。

○財政課長(臼井) それでは、第24号議案、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、町道10号線歩道改修工事でございます。工事場所は海田町寿町地内、請負金額は8,085万円でございます。請負者は、江草興機株式会社代表取締役江草将史でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成19年12月21日まででございます。なお、入札結果につきましては資料35のご参照をお願いいたします。工事内容につきましては担当課の方からご説明いたします。

○議長(原田) 建設課長。

○建設課長(畠山) それでは、工事の内容につきましてご説明いたします。資料36の準備

をお願いいたします。1 ページは位置図でございます。工事場所は海田町寿町地内の町道10号線で県道矢野海田線交差点から国道31号交差点までの間、工事延長は370メートルでございます。2 ページをお願いいたします。2 ページは断面図でございますが、現在設置されています幅員1.2メートルの張り出し歩道を撤去しまして、新たに幅員2.5メートルの張り出し歩道を設置するものでございます。また、歩道面に高さ30センチの止水壁を設置することで、道路が冠水しにくいようにいたします。工事中の交通規制につきましては、基本的には片側通行で工事を行い、また、工事中の安全対策につきましては、交通誘導員を配置し、仮囲いなどを設置し、通行中の車両や歩行者の安全を確保して工事を進めてまいります。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）1点だけお願いします。予定価格、予算が9,000万円と聞きましたが、予定入札価格の落札された金額は何%かを教えてもらいたんですが。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）この契約の落札率は95%でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第24号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第24号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第24号議案についてはこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第11、発議第1号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第1号についてを採決いたします。お諮りいたします。

発議第1号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第12、発議第2号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案につきましては提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第2号についてを採決いたします。お諮りします。

発議第2号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第13、発議第3号、海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第3号についてを採決いたします。お諮りします。

発議第3号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第14、発議第4号、リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第4号についてを採決いたします。お諮りいたします。

発議第4号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長(山岡) 議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。定例会終了に当たりまし

て一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、専決処分についてでございますが、今国会で地方税法の一部を改正する法案が審議されております。この法案が成立しますと、課税事務上必要がございますので、海田町税条例及び海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

終わりにになりましたが、去る3月7日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆様には本会議及び予算特別委員会での慎重かつ熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。審議の過程におきまして皆様から賜りましたご意見やご要望は新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいります。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（原田）以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。本定例会は、平成19年度予算をはじめ多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でございます。議員各位におかれましては、これらの審議に当たっては去る3月7日から本日まで誠に真剣に熱意あふれるものがあり、ご精励に対し深く敬意をあらわすものでございます。また、執行部におかれましては常に紳士的な態度をもって誠意を尽くした説明をされ、衷心より深く御礼を申し上げます。審議の経過で議員各位から述べられました意見や要望が十分反映されますよう特段の配慮を払われまして、町政発展のため住民自治の原点に立ち返り、なお一層の努力をされることをお願い申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

以上で本日の会議を閉じます。これにて、平成19年第1回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午前9時24分 閉会